9　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年３月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から８の３までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ニ・ホ　（略）

10　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合にあっては、１から８の３までにより算定した単位数の1000分の８（指定障害者支援施設にあっては、1000分の９に相当する単位数）に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、９の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

第11　自立訓練（生活訓練）

１　生活訓練サービス費（１日につき）

イ　生活訓練サービス費(Ⅰ)

(1)　利用定員が20人以下	744単位
(2)　利用定員が21人以上40人以下	664単位
(3)　利用定員が41人以上60人以下	631単位
(4)　利用定員が61人以上80人以下	606単位
(5)　利用定員が81人以上	570単位

ロ　生活訓練サービス費(Ⅱ)

(1)　所要時間１時間未満の場合	248単位
(2)　所要時間１時間以上の場合	570単位
(3)　視覚障害者に対する専門的訓練の場合	732単位

ハ　生活訓練サービス費(Ⅲ)

(1)　利用期間が２年間以内の場合	268単位
(2)　利用期間が２年間を超える場合	162単位

ニ　生活訓練サービス費(Ⅳ)

(1)　利用期間が３年間以内の場合	268単位
(2)　利用期間が３年間を超える場合	162単位

ホ　共生型生活訓練サービス費	661単位
ヘ　基準該当生活訓練サービス費	661単位

9　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から８までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から８までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　１から８までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ニ・ホ　（略）

10　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合にあっては、１から８までにより算定した単位数の1000分の８（指定障害者支援施設にあっては、1000分の９に相当する単位数）に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、９の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

第11　自立訓練（生活訓練）

１　生活訓練サービス費（１日につき）

イ　生活訓練サービス費(Ⅰ)

(1)　利用定員が20人以下	751単位
(2)　利用定員が21人以上40人以下	670単位
(3)　利用定員が41人以上60人以下	637単位
(4)　利用定員が61人以上80人以下	612単位
(5)　利用定員が81人以上	575単位

ロ　生活訓練サービス費(Ⅱ)

(1)　所要時間１時間未満の場合	245単位
(2)　所要時間１時間以上の場合	564単位

（新設）

ハ　生活訓練サービス費(Ⅲ)

(1)　利用期間が２年間以内の場合	271単位
(2)　利用期間が２年間を超える場合	163単位

ニ　生活訓練サービス費(Ⅳ)

(1)　利用期間が３年間以内の場合	271単位
(2)　利用期間が３年間を超える場合	163単位

（新設）

ホ　基準該当生活訓練サービス費	751単位